

第79回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2026年6月23日(火曜日) 午前10時

開催場所

東京都千代田区二番町4番地2

電設工業健康保険組合 健保会館 4階 講堂

(会場が前回と異なっておりますので、ご来場の際は、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照のうえ、お間違いないようご注意ください。)

決議事項

第1号議案 剰余金処分の件

第2号議案 取締役8名選任の件

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

株主総会にご出席いただけない場合

書面（郵送）又はインターネットにより議決権を行使くださいようお願い申し上げます。

議決権行使期限（書面）

2026年6月22日(月曜日) 午後5時30分到着分まで

議決権行使期限（インターネット）

2026年6月22日(月曜日) 午後5時30分入力完了分まで



株式会社 サンテック

経営理念

わたしたちは、自然環境を
やさしくまもり、育てます。

わたしたちは、顧客満足を
たゆまずに追求します。

わたしたちは、創造的に、
積極的に行動します。

目次

招集ご通知

第79回定時株主総会招集ご通知	2
議決権行使についてのご案内	4

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件	6
第2号議案 取締役8名選任の件	7
第3号議案 補欠監査役1名選任の件	15

提供書面

事業報告

1. 企業集団の現況	16
2. 会社の現況	26

連結計算書類	36
--------	----

計算書類	38
------	----

監査報告	40
------	----

株主各位

証券コード 1960
2026年6月5日
(電子提供措置の開始日 2026年5月28日)

東京都千代田区二番町3番地13

株式会社 **サンテック**

代表取締役社長 八幡 信孝

第79回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第79回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://www.suntec-sec.co.jp/ir/library/meeting/>



(上記ウェブサイトアクセスいただき、ご確認ください。)

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）
<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



(上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「サンテック」又は「コード」に当社証券コード「1960」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)

なお、当日ご出席いただけない場合は、書面又はインターネットによっても議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、本招集ご通知と併せてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2026年6月22日（月曜日）の当社営業終了時間（午後5時30分）までに到着するようご返送いただくか、当社の指定する議決権行使サイト（<https://www.web54.net>）より議決権をご行使いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1 日 時	2026年6月23日（火曜日）午前10時
2 場 所	東京都千代田区二番町4番地2 電設工業健康保険組合 健保会館 4階 講堂 (会場が前回と異なっておりますので、ご来場の際は、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照のうえ、お間違いのないようにご注意ください。)
3 目的事項	報告事項 1. 第79期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第79期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）計算書類報告の件 決議事項 第1号議案 剰余金処分の件 第2号議案 取締役8名選任の件 第3号議案 補欠監査役1名選任の件
4 招集にあたっての決定事項	(1) 書面（郵送）による議決権行使における各議案に賛否の記載のない場合の取り扱いについては、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。 (2) インターネットと書面（郵送）により重複して議決権行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。 (3) インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知と併せてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 書面交付請求をいただいた株主さまには、電子提供措置事項を記載した書面を併せてお送りいたしますが、当該書面は、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。
 - ① 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
 - ② 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」したがいまして、当該書面に記載している、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトに修正した旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。

当社ウェブサイト (<https://www.suntec-sec.co.jp>)



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2026年6月23日(火曜日)
午前10時



インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2026年6月22日(月曜日)
午後5時30分入力完了分まで



書面(郵送)で議決権を行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2026年6月22日(月曜日)
午後5時30分到着分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○ 議決権の数 XX 個

〇〇〇〇 御中

××××年 ×月××日

〇〇〇〇〇〇

スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード

見本

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1号議案・第3号議案

- 賛成の場合 >> **「賛」** の欄に○印
- 反対する場合 >> **「否」** の欄に○印

第2号議案

- 全員賛成の場合 >> **「賛」** の欄に○印
- 全員反対する場合 >> **「否」** の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> **「賛」** の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

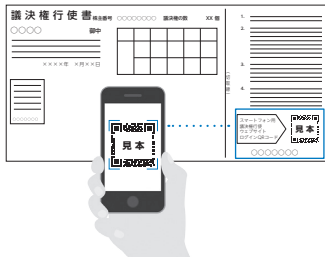
- ・書面(郵送)による議決権行使における各議案に賛否の記載のない場合の取り扱いについては、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- ・インターネットと書面(郵送)により重複して議決権行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

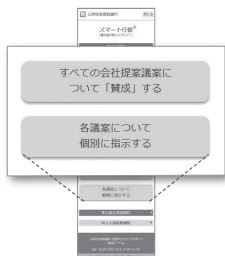
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

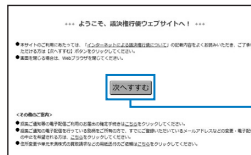
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

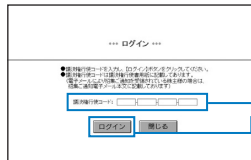
議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

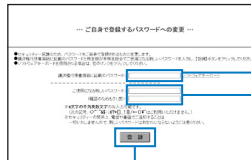
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 9:00~21:00)

株主総会参考書類

第1号議案

剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

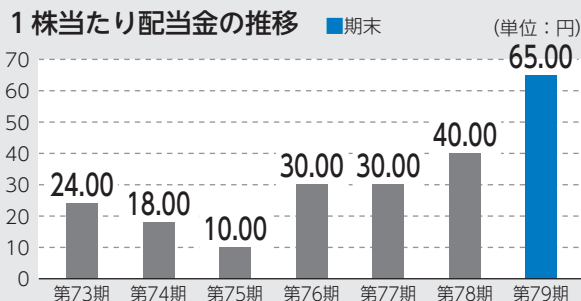
当社は、安定した財務基盤の堅持、「より堅固な事業基盤の構築」に必要な成長投資への必要資金を確保した上で、適切な株主還元を行うことを基本的な方針としております。

また、株主還元は、配当性向30%を目標としております。DOEにつきましては、2.0%以上を確保することを基本方針とし、財務状況や業績に応じて柔軟に対応することとしております。

第79期の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金65円とさせていただきますと存じます。
なお、この場合の配当総額998,043,150円となります。
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2026年6月24日といたしたいと存じます。

<ご参考>



第2号議案

取締役8名選任の件

取締役全員（7名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の一層の強化を図るため、取締役1名を増員し、取締役8名（うち社外取締役3名）の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位及び担当	属性
1	八幡 信孝 <small>や はた のぶ たか</small>	代表取締役社長兼社長執行役員	再任
2	宮本 賢一 <small>みや もと けん いち</small>	代表取締役副社長兼副社長執行役員電力本部長	再任
3	阿部 匡 <small>あ べ ただし</small>	代表取締役副社長兼副社長執行役員	再任
4	門脇 祐幸 <small>かど わき まさ ゆき</small>	取締役兼常務執行役員営業本部長 兼工事統括部長	再任
5	早川 真人 <small>はや かわ まこと</small>	執行役員電力本部副本部長兼統括工事部長 兼電力事業部長兼新エネルギー事業部長 兼中国・四国地区担当支配人	新任
6	中尾 誠男 <small>なか お まさ お</small>	社外取締役	再任 社外 独立
7	佐藤 正臣 <small>さ どう まさ おみ</small>	社外取締役	再任 社外 独立
8	柳澤 義一 <small>やなぎさわ ぎ いち</small>	社外取締役	再任 社外 独立

再任 再任取締役候補者
 新任 新任取締役候補者
 社外 社外取締役候補者
 独立 証券取引所等の定めに基づく独立役員

再任

【略歴、当社における地位及び担当】

1997年10月 当社入社	2012年4月 当社取締役兼上席執行役員管理本部担 当兼営業本部副本部長兼国際事業部長
2002年6月 当社執行役員	2014年4月 当社取締役兼常務執行役員営業本部長
2004年6月 当社取締役	2020年6月 当社取締役
2006年6月 当社取締役兼執行役員管理統括本部長	2022年1月 当社代表取締役副社長兼副社長執 行役員
2008年4月 当社取締役兼上席執行役員管理本部長	2024年1月 当社代表取締役社長兼社長執行役 員 (現在)
2010年7月 当社取締役兼上席執行役員管理本 部経営企画部長兼営業本部副本部 長兼営業企画部長	

【重要な兼職の状況】

八幡不動産株式会社代表取締役
 株式会社S u n sハウジング代表取締役
 株式会社トヤマコーポレーション代表取締役
 公益財団法人八幡記念育英奨学会理事長

取締役候補者とした理由

八幡信孝氏は、当社業務全般に精通しており、管理部門をはじめ国際事業部を含めた内線部門、プラント部門、営業部門、技術部門の経営戦略を統括するなど経営全般に関する知見を有しております。2019年4月からコンプライアンス統括責任者として当社グループの横断的なコンプライアンス体制を整備し、2022年1月から代表取締役副社長兼副社長執行役員として社長補佐、2024年1月からは当社代表取締役社長兼社長執行役員を務めております。引き続き当社の発展に貢献できる候補者であり、選任をお願いするものであります。

候補者番号

2

みやもと けんいち
宮本 賢一

(1959年7月7日生)

所有する当社株式数…………… 8,800株

再任

【略歴、当社における地位及び担当】

1982年4月	当社入社	2020年6月	当社取締役兼上席執行役員電力本部長
2013年4月	当社電力本部電力事業部電力工事部長兼電力営業部電力営業グループマネージャー	2023年4月	当社取締役兼常務執行役員電力本部長
2016年4月	当社執行役員電力本部副本部長兼電力事業部電力工事部長兼新エネルギー事業部副本部長兼新エネルギー工事部長	2024年1月	当社代表取締役兼常務執行役員電力本部長
2019年4月	当社上席執行役員電力本部副本部長兼電力事業部長兼電力工事部長兼新エネルギー事業部長兼新エネルギー工事部長	2024年4月	当社代表取締役副社長兼副社長執行役員電力本部長 (現在)

取締役候補者とした理由

宮本賢一氏は、電力部門における豊富な業務経験を有し、上席執行役員電力工事部長や新エネルギー工事部長を歴任するなど、業務全般に精通しております。2020年6月から取締役兼上席執行役員電力本部長、2024年4月から代表取締役副社長兼副社長執行役員として、電力部門の経営戦略を統括しているほか、電気工事業の経営全般に関する幅広い知見を有しております。引き続き当社の発展に貢献できる候補者であり、選任をお願いするものであります。

候補者番号

3

あ べ ただし
阿 部 匡

(1956年9月1日生)

所有する当社株式数…………… 3,000株

再任

〔略歴、当社における地位及び担当〕

1981年4月 株式会社第一勧業銀行入行	2009年7月 株式会社シモン常務取締役営業本部長
1999年7月 同行市ヶ谷支店長	2013年6月 ダイヤ通商株式会社常務取締役
2001年10月 株式会社みずほ銀行藤沢支店長	2014年4月 同社代表取締役社長
2003年7月 同行品川支店長	2019年4月 同社顧問
2005年7月 同行人事部付主任調査役	2022年6月 当社社外取締役
	2024年6月 当社代表取締役副社長兼副社長執行役員（現在）

取締役候補者とした理由

阿部匡氏は、長年にわたり会社経営に携わり、その豊富な経験と金融関係で蓄積された深い知識、経験等を有し、2022年6月から社外取締役として、豊富な経験及び幅広い見識に基づき、当社経営に対する適切な助言・監督を行ってまいりました。また、2024年6月代表取締役副社長兼副社長執行役員に就任後は、社長補佐として経営全般を幅広く担い、当社グループの企業価値向上に貢献しております。これらの実績及び経験を踏まえ、引き続き当社の発展に貢献できる候補者であり、選任をお願いするものであります。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

候補者番号

4

かど わき まさ ゆき
門脇 祐幸

(1960年3月12日生)

所有する当社株式数…………… 3,200株

再任

【略歴、当社における地位及び担当】

1978年4月	当社入社	2021年4月	当社常務執行役員営業本部長兼工事統括部長兼工事部長兼プラント工事部長
2011年7月	当社営業本部首都圏事業部工事部長	2022年6月	武蔵野工業株式会社取締役
2014年4月	当社執行役員営業本部首都圏事業部副部長兼工事部長	2024年4月	当社常務執行役員営業本部長兼工事統括部長
2017年4月	当社執行役員営業本部副本部長兼首都圏事業部工事部長	2024年6月	当社取締役兼常務執行役員営業本部長兼工事統括部長 (現在)
2020年4月	当社上席執行役員営業本部副本部長兼工事統括部長兼工事部長兼プラント工事部長		

取締役候補者とした理由

門脇祐幸氏は、内線部門の業務経験を有し、常務執行役員営業本部長、工事統括部長を務めるなど業務全般に精通しております。2024年6月から取締役兼常務執行役員営業本部長として内線、空調給排水部門の経営戦略を統括しているほか、電気工事業の経営全般に関する知見を有しております。当社においてこの知見を経営に活かし、引き続き当社の発展に貢献できる候補者であり、選任をお願いするものであります。

候補者番号

5

はや かわ まこ と
早川 真人

(1973年3月21日生)

所有する当社株式数…………… 一株

新任

【略歴、当社における地位及び担当】

1993年4月	当社入社	2025年11月	当社執行役員電力本部副本部長兼統括工事部長兼電力事業部長兼新エネルギー事業部長兼中国・四国地区担当支配人 (現在)
2022年7月	当社電力本部電力事業部電力工事部長		
2023年4月	当社執行役員電力本部副本部長兼統括工事部長兼電力事業部長兼新エネルギー事業部長		

取締役候補者とした理由

早川真人氏は、電力部門において豊富な業務経験を有し、電力会社の大型工事における現場代理人業務や、大型太陽光発電所の工事業務にも従事してまいりました。また、電力会社をはじめとする顧客や同業他社、協力会社との強固な信頼関係を築いており、電力本部副本部長として、電力部門の将来的な経営戦略の推進にも積極的に取り組んでおります。加えて、会計分野での業務経験も有し、会社全体の組織運営にも精通しており、当社の発展に貢献できる候補者であり、選任をお願いするものであります。

候補者番号

6

なか お まさ お
中尾 誠 男

(1943年2月16日生)

所有する当社株式数…………… 26,100株

再任

【略歴、当社における地位及び担当】

社外

1965年4月 三菱油化株式会社入社	2004年6月 同社常勤監査役
1996年7月 三菱化学エンジニアリング株式会社 社取締役	2006年6月 株式会社なとり社外監査役
1999年6月 同社常務取締役	2007年6月 同社社外取締役 (現在)
2003年6月 同社専務取締役	2014年6月 当社社外取締役 (現在)

独立

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

中尾誠男氏は、長年にわたり会社経営に携わり、また、株式会社なとりの社外取締役であり、その幅広く高度な経営についての知識、経験等を有し、社外取締役として当社の経営に適切な助言・監督をいただいていることから、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏の当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって12年となります。

候補者番号

7

さ とう まさ おみ
佐藤 正 臣

(1949年2月13日生)

所有する当社株式数…………… 9,900株

再任

【略歴、当社における地位及び担当】

社外

1971年4月 住友重機械工業株式会社入社	2005年5月 同社総務本部長
1992年8月 同社P T C事業本部ドライブシス テム工場管理部長	2013年10月 S M B Cスタッフサービス株式会 社顧問
1997年5月 同社総務部長	2014年4月 株式会社三井住友銀行人事部研修 所顧問
2001年5月 同社総務部長兼リスク管理室長	2015年6月 当社社外取締役 (現在)

独立

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

佐藤正臣氏は、企業における長年の経験、エンジニアリング会社の専門性及び総務部門の経験と幅広く高度な経営の見識を有し、社外取締役として当社の経営に適切な助言・監督をいただいていることから、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏の当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって11年となります。

候補者番号

8

やなぎ さわ ぎ いち
柳澤 義一

(1956年8月3日生)

所有する当社株式数……………

一株

再任

社外

独立

【略歴、当社における地位及び担当】

1985年3月 公認会計士登録

1985年5月 税理士登録

2000年6月 新創監査法人設立統括代表社員
(現在)

2013年6月 日本公認会計士協会東京会会長

2013年7月 日本公認会計士協会副会長

2016年6月 日本公認会計士協会東京会相談役
(現在)

2021年11月 金融庁金融審議会専門委員

2022年6月 株式会社西武ホールディングス
社外監査役 (現在)

2022年7月 日本公認会計士協会相談役

2025年6月 当社社外取締役 (現在)

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

柳澤義一氏は公認会計士であり、公認会計士としての経営の監督経験・見識を有し、社外取締役として当社の経営に適切な助言・監督をいただいていることから、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏の当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 中尾誠男氏、佐藤正臣氏及び柳澤義一氏の3名は、社外取締役候補者であります。
3. 当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、中尾誠男氏、佐藤正臣氏及び柳澤義一氏との間で、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。中尾誠男氏、佐藤正臣氏及び柳澤義一氏の再任が承認された場合は、3名との当該契約を継続する予定であります。
4. 当社は、中尾誠男氏、佐藤正臣氏及び柳澤義一氏の3名を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、3名の再任が承認された場合は、引き続き独立役員とする予定であります。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されることとなります。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため法務省令で定めるものにつきましては填補の対象としないこととしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

(ご参考) 本総会終了後の取締役及び監査役のスキルマトリックス (予定)

本招集ご通知記載の候補者を原案どおりにご選任いただいた場合に当社が各取締役及び各監査役に期待する主な知見や経験は以下のとおりです。

株主総会終了後の地位 (予定) 氏名	企業経営	エンジニアリング 業界知識	技術・IT	ガバナンス コンプライアンス	総務 財務会計	国際事業	独立性 リスクマネジメント	サステナビリティ (ESG)
代表取締役社長 八幡 信孝	●	●		●	●	●		●
代表取締役副社長 宮本 賢一	●	●	●	●				●
代表取締役副社長 阿部 匡	●			●	●	●		●
取締役 門脇 祐幸		●	●	●				
取締役 早川 真人		●	●	●				
社外取締役 中尾 誠男	●	●		●			●	
社外取締役 佐藤 正臣		●		●	●		●	
社外取締役 柳澤 義一				●	●		●	
常勤監査役 山内 譲治		●	●	●		●		
社外監査役 岩田 一男	●			●	●		●	
社外監査役 恵谷 英雄				●	●	●	●	

(注)このスキルマトリックスは、全ての知見や経験を表すものではありません。

補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。補欠監査役候補者は次のとおりであります。

くのり かず お
九里 和男 (1956年1月8日生)

社外

[略歴、当社における地位]

1974年4月	東京国税局採用	2015年7月	京橋税務署署長
1998年7月	東京国税局調査第一部国際調査課国際調査専門官	2016年8月	税理士登録(東京税理士会)
2004年7月	刈谷税務署副署長	2016年8月	九里和男税理士事務所開所(現在)
2009年7月	萩税務署署長	2020年6月	株式会社インプレスホールディングス社外監査役
2014年7月	東京国税局調査第一部次長(特別国税調査官担当)		

[重要な兼職の状況]

九里和男税理士事務所 税理士

所有する当社の株式数

一株

補欠監査役候補者とした理由

九里和男氏は、税理士としての知識・経験等を当社の監査に活かしていただけると判断し、補欠の社外監査役候補者として選任をお願いするものであります。なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により社外監査役としての職務を適切に遂行していただけると判断いたしました。

- (注) 1. 補欠監査役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 九里和男氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 九里和男氏が監査役に就任された場合には、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。
4. 九里和男氏が監査役に就任された場合には、同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とする予定であります。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されることとなります。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため法務省令で定めるものにつきましては填補の対象としないこととしております。
- 九里和男氏が監査役に就任された場合、同氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

以上

提供書面

事業報告 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

1 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当社グループは、第13次中期経営計画（2022年4月～2026年3月）において、経営理念の下、Innovationに積極的に取組み、持続的成長を目指し、「お客さま、社会のニーズに応える事業基盤の強化」、「安全・品質の確保と施工力強化」、「人材の確保・育成と働き方改革の推進」、「DX推進等による生産性・収益性向上」、「ガバナンスの確保」、「SDGsへの取組み」の6項目を重点方針として取り組んでまいりました。

この結果、当連結会計年度の連結業績は次のとおりとなりました。

受注高は、716億81百万円（前期比8.0%増）となりました。部門別の内訳は、内線工事部門（プラント工事部門を含む。）は、施工能力を適切に勘案した対応を行ったことにより、受注高が減少し、501億72百万円（前期比10.2%減）となりました。電力工事部門は、送電線大型工事を獲得したことにより、118億10百万円（前期比125.7%増）となり、空調給排水工事部門は、国内子会社が順調に推移し90億24百万円（前期比92.7%増）となりました。

売上高は、マレーシアの大型工事の反動減などにより、610億77百万円（前期比10.0%減）となりました。

利益面では、工程管理、原価管理をより一層徹底したことにより、売上総利益が13億46百万円増加しました。販売費及び一般管理費は、人件費の増加などを主因に4億54百万円増加したことにより、営業利益30億14百万円（前期比42.0%増）、受取地代家賃が例年通り堅調に推移し、また、持分法による投資利益2億19百万円の計上もあり、経常利益は37億88百万円（前期比43.5%増）となりました。投資有価証券売却益2億30百万円の計上があり、法人税、住民税及び事業税11億70百万円の計上により、親会社株主に帰属する当期純利益27億66百万円（前期比58.2%増）を計上する結果となりました。

個別業績につきましては、受注高は、363億59百万円（前期比25.5%増）となりました。売上高は、316億31百万円（前期比3.1%増）となり、利益面では、連結業績と同様に原価低減に努めた結果、売上総利益が増加し、営業利益10億50百万円（前期比116.0%増）、受取地代家賃等により、経常利益18億85百万円（前期比92.4%増）、税金費用の計上により、当期純利益15億11百万円（前期比133.7%増）を計上する結果となりました。

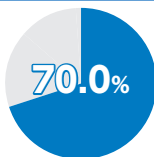
	第78期 (2025年3月期)	第79期 (2026年3月期)	前連結会計年度比	
	金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)	増減率
受注高	66,346	71,681	5,335	8.0%増
売上高	67,859	61,077	△6,781	10.0%減
営業利益	2,123	3,014	891	42.0%増
経常利益	2,639	3,788	1,148	43.5%増
親会社株主に帰属する当期純利益	1,748	2,766	1,017	58.2%増

事業部門別営業の状況は次のとおりであります。

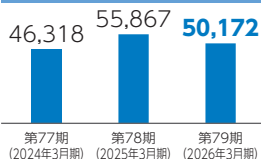
内線工事

受注実績

受注高構成比

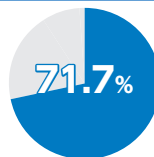


受注高 (単位:百万円)

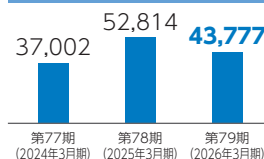


売上実績

売上高構成比



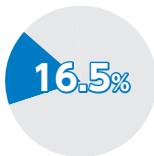
売上高 (単位:百万円)



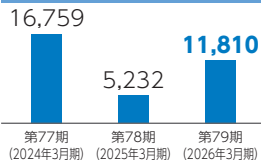
電力工事

受注実績

受注高構成比

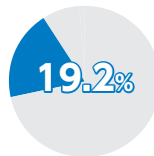


受注高 (単位:百万円)

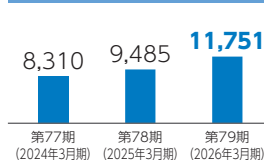


売上実績

売上高構成比



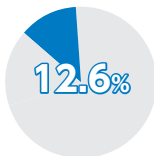
売上高 (単位:百万円)



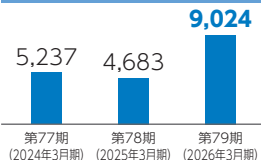
空調給排水工事

受注実績

受注高構成比

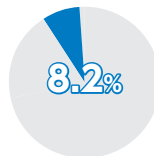


受注高 (単位:百万円)

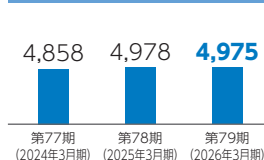


売上実績

売上高構成比



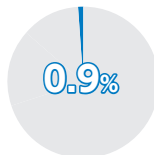
売上高 (単位:百万円)



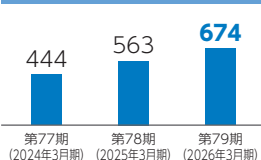
機器製作

受注実績

受注高構成比

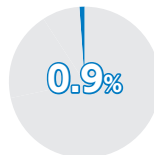


受注高 (単位:百万円)

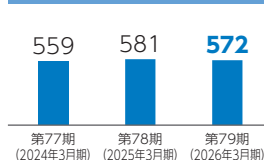


売上実績

売上高構成比



売上高 (単位:百万円)



(連結) 事業部門別営業の状況

(単位：百万円)

	部門別	前 期	当 期	増減額	対前期比 (%)
受注実績	設備工事業	65,782	71,007	5,224	7.9
	内線工事	55,867	50,172	△5,694	△10.2
	電力工事	5,232	11,810	6,577	125.7
	空調給排水工事	4,683	9,024	4,341	92.7
	機器製作業	563	674	110	19.6
	計	66,346	71,681	5,335	8.0
売上実績	設備工事業	67,277	60,505	△6,772	△10.1
	内線工事	52,814	43,777	△9,036	△17.1
	電力工事	9,485	11,751	2,265	23.9
	空調給排水工事	4,978	4,975	△2	△0.0
	機器製作業	581	572	△8	△1.5
	計	67,859	61,077	△6,781	△10.0

(注) 記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

(個別) 事業部門別営業の状況

(単位：百万円)

	部門別	前期繰越高	当期受注高	当期完成工事高	次期繰越高
第78期					(23,906)
	内線工事	20,601	22,640	19,335	23,867
	電力工事	18,899	5,232	9,485	14,646
	空調給排水工事	1,200	539	1,273	466
	機器製作	415	563	581	397
	計	41,117	28,975	30,676	(39,416)
第79期 (当期)					(28,227)
	内線工事	23,867	22,857	18,497	28,344
	電力工事	14,646	11,810	11,751	14,705
	空調給排水工事	466	1,016	809	673
	機器製作	397	674	572	498
	計	39,377	36,359	31,631	(44,105)

- (注) 1. 記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
 2. 外貨建契約による海外工事の受注高と完成工事高の為替換算差額については、当該期の次期繰越高を修正しております。
 3. 次期繰越高の()内の金額は、為替換算差額修正前の金額であります。

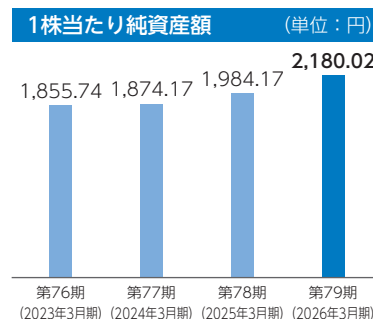
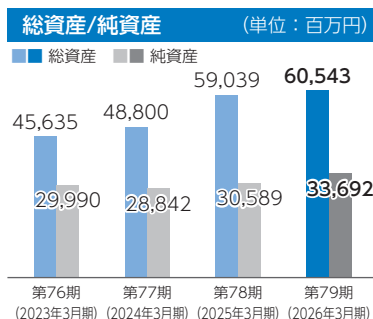
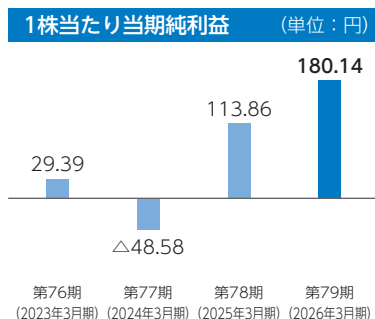
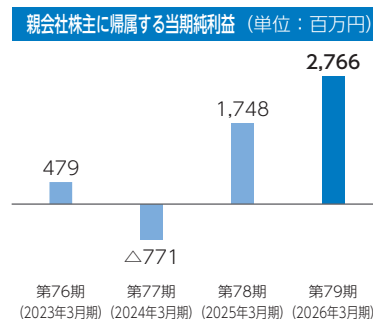
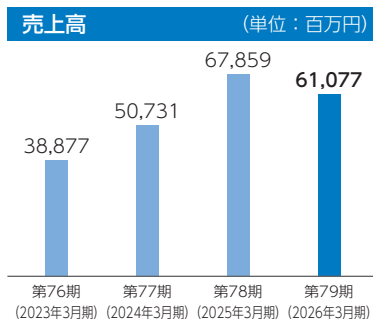
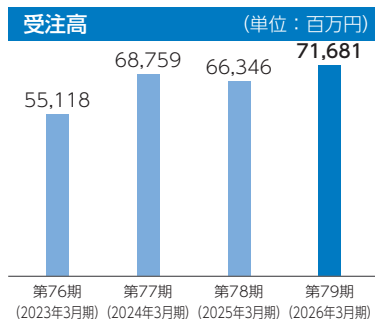
② 設備投資の状況

当期中に実施した設備投資額は、8億28百万円であります。主なものは設備工事業における送電工事用の機械装置などであります。

③ 資金調達の状況

当期中の重要な該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況



		第76期 (2023年3月期)	第77期 (2024年3月期)	第78期 (2025年3月期)	第79期 (当期) (2026年3月期)
受注高	(百万円)	55,118	68,759	66,346	71,681
売上高	(百万円)	38,877	50,731	67,859	61,077
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失 (△)	(百万円)	479	△771	1,748	2,766
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△)	(円)	29.39	△48.58	113.86	180.14
総資産	(百万円)	45,635	48,800	59,039	60,543
純資産	(百万円)	29,990	28,842	30,589	33,692
1株当たり純資産額	(円)	1,855.74	1,874.17	1,984.17	2,180.02

(注) 第76期、第77期の数値は、誤謬の訂正による遡及処理後の数値を記載しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 重要な親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

子会社名	資本金	当社の議決権比率 (%)	主要な事業内容
武蔵野工業株式会社	90百万円	70.0	設備工事業
三喜産業株式会社	10百万円	100.0	設備工事業
山陽機電技術（上海）有限公司	1,700千US\$	100.0	設備工事業
SECT COMPANY LIMITED	20,000千THB	71.0	設備工事業
SECM SDN.BHD.	750千RM	100.0	設備工事業
SEC MASHIBAH SDN.BHD.	500千BN\$	100.0	設備工事業
SANYO ENGINEERING & CONSTRUCTION VIETNAM CO.,LTD.	168,432,000千VND	100.0	設備工事業
SEC (S) PTE.LTD.	7,800千SG\$	100.0	設備工事業

(注) 山陽機電技術（上海）有限公司は2025年12月22日付で増資を行い、資本金が増加しております。

③ 重要な関連会社の状況

関連会社名	資本金	当社の議決権比率 (%)	主要な事業内容
SEAREFICO CORPORATION	355,667,800千VND	21.2	設備工事業

(4) 対処すべき課題

当社が属する建設業界、とりわけ電気設備工事分野においては、足元のマーケット環境は比較的良好に推移しており、今後数年間も堅調な需要が期待されます。一方で、イラン戦争による中東情勢の悪化により、資材価格や労務費の高騰、さらには一部資材の調達難といった影響が顕在化しつつあります。加えて、イラン戦争が長期化した場合には、建設関連投資の見直しや延期が進み、マーケットの縮小リスクが高まることも懸念されます。

【優先的に対処すべき課題】

1. 資材調達力の強化及び安定的なサプライチェーンの確保
2. 労務費等コスト上昇への対応と原価管理の徹底
3. 市場動向の変化に迅速に対応できる柔軟な経営体制の構築
4. 受注案件の選別と収益性重視の営業戦略の推進

このような経営環境及び優先的に対処すべき課題を踏まえ、次期（2027年3月期）につきましては、第14次中期経営計画の初年度として、重点施策及び以下の具体的取り組み施策を推進するとともに、期初業績計画の達成及び企業価値の向上を目指します。

【重点施策及び取組施策】

- (1) 施工力・営業力・人財力・フオリティ・環境適応力などのソフトパワーの総合的な強化と生産性の向上
- (2) 事業ポートフォリオ、DX戦略、人的資本、労働環境改善などを支える成長投資の積極的実行
- (3) 健全かつ適切な内部統制体制とその有効性の堅持
- (4) 株主・お客さま・従業員・協力業者・地域社会などステークホルダーと共に築く持続可能な成長

【具体的取組施策】

1. 施工力の拡充と安全・品質の追求
 - (1) 施工管理人員の拡充
 - (2) 協力業者との協業体制の強化
 - (3) 施工に係る安全第一と品質確保の徹底
2. 中核事業部門の戦略的受注の推進
 - (1) お客さま、社会の投資動向・環境変化を捉えた受注活動強化
 - (2) お客さま指名・推薦案件、元施工案件、改修工事の受注拡大
 - (3) 海外拠点ネットワークを活かした受注活動の推進

- (4) 送電線工事の強化を軸とした計画的受注活動の推進
- 3. 生産性の向上及び収益力の強化
 - (1) DX戦略の積極的推進による業務改善の遂行・生産性の向上
 - (2) 工事収益力の強化
 - (3) 事業ポートフォリオの変革
- 4. 人財の確保及び人財力の強化
 - (1) 多様性を尊重した人財確保戦略
 - (2) 従業員エンゲージメントの向上
 - (3) 組織力強化に向けた人財育成
- 5. 事業基盤を支える内部統制・ガバナンス
 - (1) 健全かつ適切な内部統制体制とその有効性の堅持
 - (2) ガバナンスの強化
- 6. 環境適応力の強化
 - (1) 国内外の環境変化に迅速かつ的確に対応できる体制の構築

(5) 主要な事業内容 (2026年3月31日現在)

当社グループは、当社、子会社12社及び関連会社3社で構成され、内線工事、電力工事を中心とする設備工事業及び設備工事に関連する機器の製作・販売等の事業活動を展開しております。

事業の種類		事業内容
設備工事業	内線工事	屋内外電気設備工事、内線通信設備工事、各種プラントの電気、計装設備工事の設計、施工
	電力工事	送配電線工事（架空・地中）の設計、施工 発電設備工事の施工
	空調給排水工事	空調設備工事、給排水設備工事の設計、施工
機器製作業		高低圧受配電盤、各種分電盤、制御盤、監視盤、操作盤等の設計・製作 電気関連機器の販売・保守
その他事業		太陽光発電事業

(6) 主要な営業所及び工場 (2026年3月31日現在)

- ① **本社** : 東京都千代田区二番町3番地13
- ② **支社** : 北海道支社、東北支社（宮城）、東京支社、中部支社（愛知）、大阪支社、広島支社、九州支社（福岡）
- ③ **営業所** : 北関東営業所（埼玉）、横浜営業所、福山営業所、呉営業所、徳山営業所、新居浜営業所、松山営業所、沖縄営業所
- ④ **工場** : 千葉電機工場、広島電機工場
- ⑤ **配電センター** : 倉敷配電センター、福山配電センター、広島配電センター
- ⑥ **海外事業所** : 台北、バングラデシュ
- ⑦ **連結子会社** : 武蔵野工業株式会社（東京）
三喜産業株式会社（広島）
山陽機電技術（上海）有限公司（中国）
SECT COMPANY LIMITED（タイ）
SECM SDN.BHD.（マレーシア）
SEC MASHIBAH SDN.BHD.（ブルネイ）
SANYO ENGINEERING & CONSTRUCTION VIETNAM CO.,LTD.（ベトナム）
SEC (S) PTE.LTD.（シンガポール）
PT SECM TECH INDONESIA（インドネシア）

（注）休眠中の拠点は記載しておりません。

(7) 使用人の状況 (2026年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業の種類	使用人数	前連結会計年度末比増減
設備工事業	1,402名	3名増
機器製作業	32名	1名減
全社（共通）	49名	6名増
合計	1,483名	8名増

(注) 1. 使用人数は就業員数であります。

2. 全社（共通）として記載されている使用人数は、本社管理部門等に所属しているものであります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
790名	10名減	44.0歳	15.3年

(注) 使用人数は就業員数であります。

(8) 主要な借入先の状況 (2026年3月31日現在)

借入先	借入額 (百万円)
株式会社みずほ銀行	1,260
株式会社埼玉りそな銀行	1,200
株式会社広島銀行	1,200
第一勧業信用組合	30

(注) 上記は当社及び武蔵野工業株式会社の借入であります。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 会社の現況

(1) 株式の状況 (2026年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 80,000,000株
- ② 発行済株式の総数 16,000,000株 (うち自己株式 645,490株)
- ③ 株主数 3,190名
- ④ 大株主 (上位10名)

株主名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
公益財団法人八幡記念育英奨学会	2,301	15.0
双栄興業株式会社	1,722	11.2
神戸道雄	1,520	9.9
八幡信孝	805	5.2
八幡欣也	572	3.7
サンテック従業員投資会	482	3.1
内藤征吾	463	3.0
浜田淑生	310	2.0
Yホールディングス株式会社	263	1.7
上田八木短資株式会社	238	1.6

(注) 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役及び監査役の状況（2026年3月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	八 幡 信 孝	兼社長執行役員 八幡不動産株式会社代表取締役 株式会社Sunsハウジング代表取締役 株式会社トヤマコーポレーション代表取締役 公益財団法人八幡記念育英奨学会理事長
代表取締役副社長	宮 本 賢 一	兼副社長執行役員電力本部長
代表取締役副社長	阿 部 匡	兼副社長執行役員
取締役	門 脇 祐 幸	兼常務執行役員営業本部長兼工事統括部長
取締役	中 尾 誠 男	株式会社なとり社外取締役
取締役	佐 藤 正 臣	
取締役	柳 澤 義 一	新創監査法人統括代表社員 株式会社西武ホールディングス社外監査役
常勤監査役	山 内 讓 治	
監査役	岩 田 一 男	りそなリース株式会社取締役会長
監査役	恵 谷 英 雄	

- (注) 1. 取締役中尾誠男氏、取締役佐藤正臣氏及び取締役柳澤義一氏は、社外取締役であります。
2. 監査役岩田一男氏及び監査役恵谷英雄氏は、社外監査役であります。
3. 監査役岩田一男氏は、都市銀行の役員及び事業会社の役員を歴任するなど、財務や会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査役恵谷英雄氏は、日本銀行の管理職及び金融機関の要職を歴任するなど、財務や会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 取締役井出崎功氏は2025年10月31日をもって辞任により、退任いたしました。なお、退任時における担当は上席執行役員電力本部中国・四国地区担当支配人であり、重要な兼職はありません。
6. 当社は、取締役中尾誠男氏、取締役佐藤正臣氏、取締役柳澤義一氏、監査役岩田一男氏及び監査役恵谷英雄氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と各取締役（業務執行取締役等であるものを除く）及び各監査役は、会社法第427条第1項及び当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該取締役（業務執行取締役等であるものを除く）又は監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、以下のとおりであり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されることとなります。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため法務省令で定めるものにつきましては填補の対象としないこととしております。

なお、管理職従業員の保険金請求適用については、経営会議に諮ることとしております。

被保険者の範囲は、取締役、監査役、執行役員、管理職従業員（本社部長、支社長、営業所長、工場長以上の従業員）、社外派遣役員、退任役員としております。

④ 取締役及び監査役の報酬等

イ. 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取 締 役	138	138	－	－	8
(うち社外取締役)	(25)	(25)	(－)	(－)	(3)
監 査 役	28	28	－	－	3
(うち社外監査役)	(15)	(15)	(－)	(－)	(2)
合 計	167	167	－	－	11
(うち社外役員)	(40)	(40)	(－)	(－)	(5)

(注) 1. 上表には、2025年10月31日をもって辞任した取締役1名を含んでおります。
2. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

ロ. 業績連動報酬等に関する事項

該当事項はありません。

ハ. 非金銭報酬等の内容

該当事項はありません。

二. 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、2006年6月28日開催の第59回定時株主総会において、年額2億40百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）、また、監査役の金銭報酬の額は年額60百万円以内と決議いただいております。

なお、当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は8名、監査役の員数は3名です。

ホ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、予め決議する内容について独立役員5名で構成された任意の指名・報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、指名・報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

a. 基本方針

当社の取締役報酬は、当社グループの持続的かつ安定的な成長による企業価値の向上を図る上で、各々の取締役が果たすべき役割を最大限に発揮するための対価とすることを基本方針とする。

具体的には、取締役の報酬は、固定報酬（金銭報酬）として年俸制による基本報酬と業績を反映した役員賞与により構成しております。

b. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位に基づく基準額に、各役員の役割・職責を反映した加算を行う体系とする。基本報酬のレベルは、当社の事業規模、当社の従業員給与水準、在任年数、業界水準、及び優秀な人材を確保（登用）・維持するための観点等を総合的に勘案して、年に一度、過去の実績を参考に、これを取締役会で決定するものとする。

また、上記方針の作成は、指名・報酬委員会に諮問し、答申を受けたうえで、取締役会において決議するものとする。

役員賞与は、各役員の年度計画達成へのインセンティブ及びその成果への対価として支給するものとし、前年度の担当部門業績考課・個人の業績寄与度を反映した体系とする。

賞与水準は基本報酬の3か月分を基本とし、業績に応じ増減した上で配分するものとする。

なお、業績考課については、短期的な数量成果（受注金額、売上、収益額）の他に、中長期にわたる当社の企業価値向上への質的な貢献度の成果にも配慮した要素をも考慮し、総合的に判断するものとする。

c. 取締役の個人報酬等のうち、業績連動報酬等に係る業績指数の内容及び金額（算定方法）の決定方針 業績連動報酬は、採用しない。

d. 取締役の個人報酬等の基本報酬・業績連動報酬・非金銭報酬の割合の決定方針 基本報酬を100%とする。

e. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については、取締役会決議に基づき代表取締役社長に具体的報酬額の決定を委任し、その委任を受けた代表取締役社長は各取締役の基本報酬の額及び各取締役担当事業の業績を踏まえた賞与水準を決定します。

個人別の報酬額の内容の決定に際しては、指名・報酬委員会に諮問し、答申を受けております。

監査役報酬の基本方針は、基本報酬のみとし、その報酬レベルは、取締役の基本報酬を基準としながら、優秀な人財の採用・確保のために他社の水準も考慮し、監査役の協議により決定するものとしております。

へ. 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役会は、代表取締役社長八幡信孝に対し各取締役の基本報酬の額及び社外取締役を除く各取締役の担当部門の業績等を踏まえた賞与水準の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、上記方針のとおり、事前に任意の指名・報酬委員会がその妥当性等について確認しております。

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

		兼任状況	当社との関係
取締役	中尾 誠 男	株式会社なとり 社外取締役	特別な関係はありません。
取締役	柳 澤 義 一	新創監査法人 統括代表社員 株式会社西武ホールディングス 社外監査役	特別な関係はありません。
監査役	岩 田 一 男	りそなリース株式会社 取締役会長	特別な関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

- ・取締役会及び監査役会への出席状況

	取締役会（14回開催）		監査役会（17回開催）	
	出席回数（回）	出席率（%）	出席回数（回）	出席率（%）
取締役 中尾 誠 男	14	100.0	－	－
取締役 佐藤 正 臣	14	100.0	－	－
取締役 柳 澤 義 一	10	100.0	－	－
監査役 岩 田 一 男	14	100.0	17	100.0
監査役 恵 谷 英 雄	14	100.0	17	100.0

柳澤義一氏の出席回数は、第78回定時株主総会にて選任後の出席回数を記載しております。

- ・取締役会及び監査役会における発言状況

	発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 中尾誠男	長年にわたり会社経営に携わった専門家としての経験・見識を活かし、社外取締役としての客観的立場から経営に関する助言・提言を行うなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、任意の指名・報酬委員会の委員長として、客観的・中立的な立場で役員報酬等の決定過程における監督機能を主導しております。
取締役 佐藤正臣	企業における長年の経験、エンジニアリング会社の専門性及び総務部門の経験と幅広く高度な経営の見識を活かし、社外取締役としての客観的立場から経営に関する助言・提言を行うなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、任意の指名・報酬委員会の委員として、客観的・中立的な立場で役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。
取締役 柳澤義一	監査法人の代表である公認会計士としての専門的知識並びに豊富な経験に基づき、主に財務・会計的観点から助言・提言を行うなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、任意の指名・報酬委員会の委員として、客観的・中立的な立場で役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。
監査役 岩田一男	都市銀行の役員及び事業会社の役員を経験され、その知識・経験を活かし、経営に対する客観的・中立的な立場から助言・提言を行うなど、取締役会及び監査役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、任意の指名・報酬委員会の委員として、客観的・中立的な立場で役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。
監査役 恵谷英雄	日本銀行の管理職及び金融機関の要職を経験され、その知識・経験を活かし、経営に対する客観的・中立的な立場から助言・提言を行うなど、取締役会及び監査役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、任意の指名・報酬委員会の委員として、客観的・中立的な立場で役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 監査法人アリア

② 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	48百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	48 //

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、取締役、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務遂行状況や報酬見積りの算出根拠などを検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
3. 当社の重要な子会社のうち在外子会社については、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこの資格に相当する資格を有するものを含む）の監査を受けております。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、解任の旨及びその理由を報告いたします。

また、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会は、その解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき当該議案を株主総会に提出いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(5) 業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制について取締役会にて決議しております。その内容は、以下のとおりであります。

① 当社及び子会社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・企業行動憲章及び企業行動規範を定め、コンプライアンス及びリスク管理体制の確立に取り組み、法令又は定款違反を未然に防止する。
- ・取締役が他の取締役の法令又は定款違反行為を発見した場合は、直ちに監査役及び取締役会に報告する。
- ・反社会的勢力による不当要求には組織全体で対応し、反社会的勢力とは一切の取引関係を持たない。

② 当社及び子会社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・取締役会規則、情報リスク管理規程等の当社が定める規程に基づき、情報の適切な保存及び管理を行う。

③ 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・リスク管理規程に基づき、グループ全体のリスクを網羅的かつ総括的に管理し、リスク管理体制を明確にする。
- ・会社の健全な運営と持続的な成長を確保するため、潜在的なリスクを予測し、これに対処する方策を立案及び実行することを目的として、リスクマネジメント委員会を設置し、会社が直面する様々なリスクを識別、評価及び管理する。

④ 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・取締役会を定期的開催し迅速な意思決定と効率的な業務執行を行う。また、社外取締役を設置することにより、経営の透明性と健全性を確保する。
- ・権限等を定める職制規程及び職務分掌規程に基づき、取締役の職務執行の効率性を確保する。
- ・執行役員制を採用し、適切な範囲で執行役員に権限を委譲することにより、効率的な職務執行を図る。

⑤ 当社及び子会社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・コンプライアンス・マニュアルに基づき、法令、企業行動規範及び社内規程等を従業員に周知徹底する。
- ・コンプライアンス研修会を定期的実施する。
- ・内部通報制度を設け、違法行為及び不正行為等を早期に発見し、是正する。
- ・重大性に応じて、取締役会が再発防止策を策定し、全社的にその内容を周知徹底する。

⑥ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・当社及びグループ会社における業務の適正を確保するため、企業行動憲章に基づき、グループ各社で諸規程を定める。
- ・取締役は、当社及びグループ会社において、法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事項を発見した場合には、監査役に報告する。

⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

- ・監査役の職務を補助する使用人として、監査室所属の使用人に、監査業務に必要な事項を命ずることができる。

⑧ 前号の使用人の取締役からの独立性及び監査役による当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

・監査役職務を補助すべき使用人は取締役の指揮命令に服さないものとし、その人事考課、異動及び懲戒については監査役の同意を得るものとする。

⑨ 当社及び子会社の取締役及び使用人が当社の監査役会又は監査役に報告をするための体制、その他の監査役会又は監査役への報告に関する体制、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

・取締役は、監査役に対して、法令に違反する事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときには当該事実に関する事項を速やかに報告する。

・内部監査部門、リスク管理部門、法務・コンプライアンス部門を担当する取締役は、担当部門の業務状況について監査役に報告する。

・取締役は、監査役から職務執行に関する事項の報告を求められた場合には、速やかに報告を行わなければならない。また、使用人が監査役から職務執行に関する事項の報告を求められた場合にも速やかに報告を行うことができる体制を整備する。

・監査役に報告を行った者が、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを受けないものとする。

⑩ 監査役職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

・監査役が職務執行上必要な費用の前払い等の請求をした場合は、速やかに当該費用又は債務を支払うものとする。

⑪ その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

・監査役は、内部監査部門が実施する内部監査に係る年次計画について事前に説明を受け、その修正等を求めることができる。

・監査役は、会計監査人の監査計画について事前に報告を受ける。

⑫ 財務報告の信頼性を確保するための体制

・財務報告の信頼性確保及び内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、内部統制システムを整備し、運用する体制を構築する。

(6) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

① コンプライアンスに関する取組

当社は、コンプライアンス体制を構築しており、統括責任者、統括管理者の他、各部署に責任者、管理者を配置しております。

統括責任者及び統括管理者は、コンプライアンスの徹底のため、全従業員宛、コンプライアンス啓蒙機関紙を発行しており、職場ごとの勉強会の実施状況を監査項目に入れることにより、コンプライアンスに関する取り組みを確実なものとしております。

② リスク管理に関する取組

当社グループは、リスク管理規程に基づき管理しており、重大な経営リスクが発生したときは、対策本部を設置

し、危機の解決・克服もしくは回避のため迅速な対応を行う体制を整えております。

③ 取締役の職務執行の適正性及び効率性の向上に関する取組

取締役会は、社外取締役3名を含む取締役7名で構成されており、社外監査役2名を含む監査役3名も出席しております。

当事業年度においては14回開催されており、各議案について活発な意見交換を行う審議及び決議を行っております。また、取締役会においては、重要な業務執行に関する意思決定のみならず、業務執行に関する報告を受け、取締役の職務執行の監督を行っております。また、当社は、業務執行上の機関として経営会議を設置しており、取締役会の迅速かつ機動的な意思決定と企業経営の実現及び取締役会による取締役等に対する監督強化を目的として、法令上取締役会による専決事項とされている事項以外の業務執行の一部を取締役会から委任された経営会議が行っております。

経営会議は、代表取締役社長、本社所属の業務執行取締役、本社所属の執行役員から選定された者により構成され、当事業年度において28回開催し、業務執行に係る重要事項等に対する組織的かつ迅速な意思決定を行っております。また、経営会議には、常勤監査役が出席し必要な意見を述べ、社外取締役、社外監査役は、必要に応じ参加し、助言・提言を行っております。

なお、当社は、執行役員制度を採用し、特定の業務執行に関する権限を取締役会によって執行役員に付与しております。執行役員は、取締役会への月に一度の業務報告のほか、執行役員会を当事業年度においては4回開催しております。

④ 企業集団における業務の適正性の向上に関する取組

当社グループにおける業務執行の状況などの把握については、関係会社管理規程に基づきグループ会社からの事業計画の進捗報告や会議などを通じて情報を取得し、協議をしております。

また、当社において定められた企業行動憲章及び企業行動規範は、グループ会社の規程にも組み込まれ、グループ会社において周知徹底されております。また、当社監査役や監査室が各種諸法令に従ってグループ各社の監査に努めております。

⑤ 監査役への報告及び監査の実効性確保等に関する取組

監査役会は、社外監査役2名を含む監査役3名で構成されております。当事業年度においては、17回開催されており、取締役会議案を含む監査に関する重要な事項についての報告と協議を行っております。監査役は、監査役会での協議及び個々の監査役の知見をもとに、取締役会の場に限らず随時適切に当社取締役に提言を行っております。また、当社は、監査役が取締役、監査室並びに会計監査人と定期的に意見交換する場を保障し、コンプライアンスや内部統制の整備状況など多岐にわたる事項について意見交換をしております。加えて、当社は、監査役が監査に必要な情報についてこれを提供するとともに、当該情報取得の保障の観点から必要な会議への出席を保障しております。

また、社外取締役と社外監査役に常勤監査役を加えた「独立役員プラスワン会議」を原則、四半期に一度開催し、独立役員間、常勤監査役及び会計監査人との連携を確保し、情報共有を図る体制を整えております。

(7) 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

連結計算書類

連結貸借対照表

(単位：百万円)

科目	第79期 2026年3月31日現在
資産の部	
流動資産	39,687
現金預金	14,405
受取手形・完成工事未収入金等	21,901
電子記録債権	1,690
未成工事支出金	190
その他	2,538
貸倒引当金	△1,039
固定資産	20,856
有形固定資産	8,402
建物及び構築物	2,788
機械装置及び運搬具	557
工具、器具及び備品	193
土地	4,774
リース資産	88
無形固定資産	278
投資その他の資産	12,174
投資有価証券	3,459
退職給付に係る資産	1,485
投資不動産	6,692
繰延税金資産	56
その他	519
貸倒引当金	△39
資産合計	60,543

科目	第79期 2026年3月31日現在
負債の部	
流動負債	25,181
支払手形・工事未払金等	8,693
電子記録債務	3,399
短期借入金	3,690
未払法人税等	719
未成工事受入金	5,477
完成工事補償引当金	10
工事損失引当金	469
賞与引当金	953
その他	1,769
固定負債	1,669
繰延税金負債	751
役員退職慰労引当金	13
執行役員退職慰労引当金	51
退職給付に係る負債	308
その他	544
負債合計	26,850
純資産の部	
株主資本	30,204
資本金	1,190
資本剰余金	83
利益剰余金	29,406
自己株式	△476
その他の包括利益累計額	3,268
その他有価証券評価差額金	1,030
為替換算調整勘定	1,877
退職給付に係る調整累計額	361
非支配株主持分	219
純資産合計	33,692
負債・純資産合計	60,543

(注) 金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(単位：百万円)

科目	第79期 2025年4月1日から 2026年3月31日まで
売上高	
完成工事高	61,077
売上原価	
完成工事原価	51,951
売上総利益	9,125
販売費及び一般管理費	6,111
営業利益	3,014
営業外収益	1,152
受取利息配当金	160
受取地代家賃	543
持分法による投資利益	219
為替差益	23
その他	205
営業外費用	378
支払利息	92
不動産賃貸費用	203
その他	82
経常利益	3,788
特別利益	381
投資有価証券売却益	230
契約解除益	88
その他	62
特別損失	87
減損損失	87
その他	0
税金等調整前当期純利益	4,082
法人税、住民税及び事業税	1,170
法人税等調整額	47
当期純利益	2,863
非支配株主に帰属する当期純利益	97
親会社株主に帰属する当期純利益	2,766

(注) 金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表

(単位：百万円)

科目	第79期 2026年3月31日現在
資産の部	
流動資産	21,064
現金預金	3,742
受取手形	5
電子記録債権	1,430
完成工事未収入金	13,451
未成工事支出金	110
その他	3,286
貸倒引当金	△962
固定資産	19,530
有形固定資産	8,194
建物及び構築物	2,755
機械装置及び運搬具	516
工具、器具及び備品	157
土地	4,764
無形固定資産	259
投資その他の資産	11,076
投資有価証券	2,715
関係会社株式	577
関係会社出資金	236
長期貸付金	190
長期前払費用	13
前払年金費用	972
会員権	112
投資不動産	6,409
その他	78
貸倒引当金	△230
資産合計	40,594

科目	第79期 2026年3月31日現在
負債の部	
流動負債	14,240
電子記録債務	2,988
工事未払金	4,053
短期借入金	3,600
未払法人税等	547
未成工事受入金	641
完成工事補償引当金	10
工事損失引当金	467
賞与引当金	570
その他	1,361
固定負債	1,049
繰延税金負債	478
執行役員退職慰労引当金	51
その他	518
負債合計	15,289
純資産の部	
株主資本	24,338
資本金	1,190
利益剰余金	23,624
利益準備金	297
その他利益剰余金	23,326
圧縮記帳積立金	152
別途積立金	21,000
繰越利益剰余金	2,173
自己株式	△476
評価・換算差額等	967
その他有価証券評価差額金	967
純資産合計	25,305
負債・純資産合計	40,594

(注) 金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(単位：百万円)

科目	第79期 2025年4月1日から 2026年3月31日まで
売上高	
完成工事高	31,631
売上原価	
完成工事原価	26,238
売上総利益	5,392
販売費及び一般管理費	4,341
営業利益	1,050
営業外収益	1,166
受取利息配当金	205
受取地代家賃	552
為替差益	119
その他	288
営業外費用	331
支払利息	44
不動産賃貸費用	190
その他	96
経常利益	1,885
特別利益	380
投資有価証券売却益	230
契約解除益	88
その他	62
特別損失	87
減損損失	87
その他	0
税引前当期純利益	2,179
法人税、住民税及び事業税	657
法人税等調整額	9
当期純利益	1,511

(注) 金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年5月21日

株式会社 サンテック

取締役会 御中

監査法人アリア

東京都港区

代表社員

公認会計士 茂木 秀俊

業務執行社員

代表社員

公認会計士 山中 康之

業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社サンテックの2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社サンテック及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年5月21日

株式会社 サンテック
取締役会 御中

監査法人アリア
東京都港区
代表社員 公認会計士 茂木 秀俊
業務執行社員
代表社員 公認会計士 山中 康之
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社サンテックの2025年4月1日から2026年3月31日までの第79期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第79期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人アリアの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人アリアの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月22日

株式会社 サンテック 監査役会

常勤監査役 **山内譲治** ㊞

社外監査役 **岩田一男** ㊞

社外監査役 **恵谷英雄** ㊞

以 上

株主総会会場ご案内図

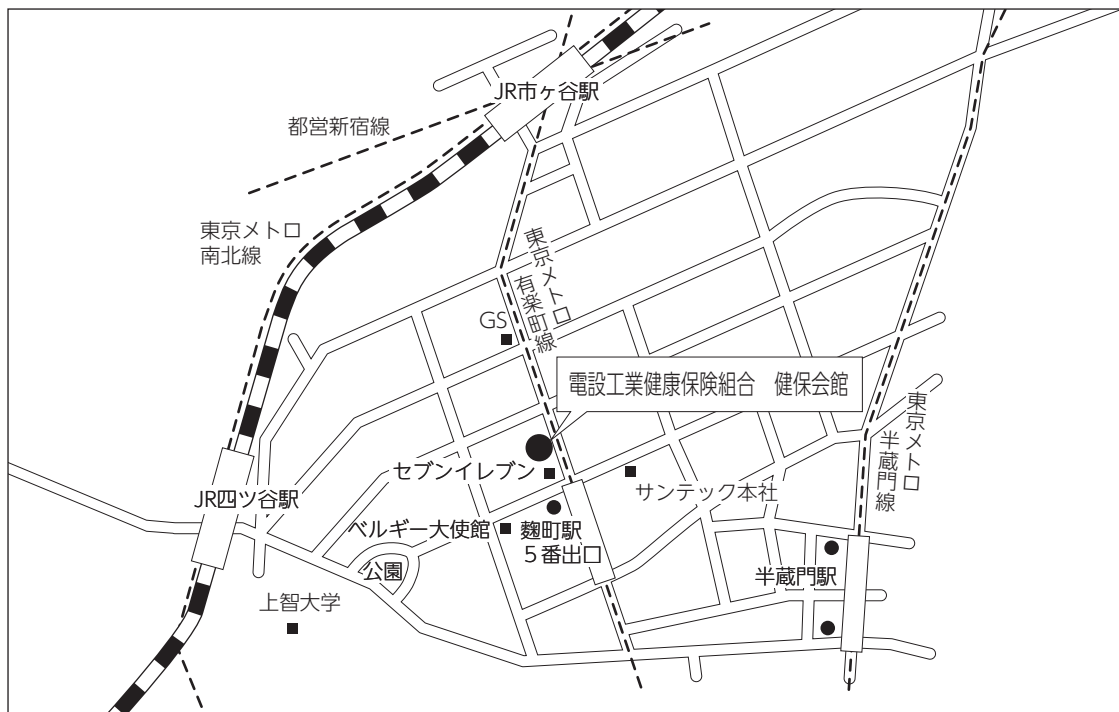
会場

電設工業健康保険組合 健保会館 4階 講堂

東京都千代田区二番町4番地2

交通

J	R	四ツ谷・市ヶ谷駅	徒歩8分
東京メトロ		有楽町線麴町駅	徒歩1分
東京メトロ		南北線市ヶ谷・四ツ谷駅	徒歩10分
東京メトロ		丸ノ内線四ツ谷駅	徒歩8分
都営地下鉄		新宿線市ヶ谷駅	徒歩8分



※駐車場の用意はいたしておりませんので、お車での来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

ご出席の株主さまへのお食事、お土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。